

# 「家族の日」「家族の週間」ロゴマーク使用要領

平成 24 年 10 月 16 日

内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室長決定

(趣旨)

第 1 内閣府では、「新しい少子化対策について」(平成 18 年 6 月 20 日少子化社会対策会議決定)等に基づき、平成 19 年度から「家族の日」(11 月第 3 日曜日)及び「家族の週間」(家族の日の前後各 1 週間)を定め、「子ども・子育てビジョン」(平成 22 年 1 月 29 日閣議決定)に掲げる社会全体で子どもと子育てを応援する社会の実現のために、この期間を中心として、関係府省及び地方公共団体、民間の関係団体等と連携し、多様な家庭の形態があることを踏まえつつ、生命の大切さ、家庭の役割等についての理解促進を図っています。

「家族の日」「家族の週間」ロゴマーク(以下「マーク」という。)は、「家族の日」「家族の週間」を始めとする子どもと子育てを応援する社会の実現に向けた啓発活動に活用することで、子育て支援に関する社会全体での取組を推進し、もって社会的気運の醸成に資することを目的として決めました。この要領は、当該マークの適正使用のため、使用基準を定めるものです。

(図柄等)

第 2

- 1 マークのデザインは、別図のとおりとします。
- 2 マークの使用に当たっては、内閣府が別に定める「家族の日 家族の週間 ロゴマークマニュアル」に従ってください。

(使用許可の申請及び許可)

第 3

- 1 マークは、以下に掲げるものについて、使用することができるものとします。
  - (1) 子どもと子育てを応援する社会の実現を目指す活動に関すること。
  - (2) 「家族の日」「家族の週間」の普及啓発に関すること。
- 2 マークの使用許可を受けようとする方(以下「申請者」という。)は、「様式 1」により、「家族の日」「家族の週間」を担当する内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室参事官(以下「担当参事官」という。)宛てに申請してください。
- 3 担当参事官は、申請内容を審査の上、1 に掲げるものと認められる申請についてマークの使用を許可し、「様式 2」の「家族の日」「家族の週間」ロゴマーク使用許可証を申請者に発行します。
- 4 マークの使用に当たって、必要に応じ条件を付けさせていただくことがあります。マークの使用許可を受けた者が、本要領に違反した場合には、担当参事官は使用許

可の取消等の措置を取らせていただくことがあります。

(使用許可の申請の除外)

第4 子育て支援関連事業を実施している関係府省及び地方公共団体並びに内閣府が子どもと子育てを応援する社会の実現に向けた取組への協力を依頼した団体等において、マークの目的に沿った使用を行う場合には、使用許可の申請の手続きを省略することができます。ただし、使用に当たり、使用する日の30日前までに、「様式3」により担当参事官宛てに報告してください。

(マークの表示条件)

第5

- 1 マークは、子どもと子育てを応援する社会の実現を目指すキャンペーンやイベント、ワークショップなどのポスター、チラシ、パンフレット、WEBサイト等の資材に表示することができます。
- 2 マークは、「家族の日」「家族の週間」を中心に、家族や地域の大切さについて理解の促進を図るキャンペーンやイベント、ワークショップなどのポスター、チラシ、パンフレット、WEBサイト等の資材に表示することができます。
- 3 マークは、個別の商品、企業・団体が提供するサービス及びその他の企業・団体活動の内容を保証するもの又は保証すると誤認させるものとして使用することはできません。

(マークの使用料)

第6 マークの使用に係る対価は、徴収しません。

(使用者の義務)

第7

- 1 マークの使用が終了した場合、マークの使用状況等について、「様式4」に記入して担当参事官宛て報告してください。なお、継続的にマークを使用する場合は、使用者は、使用承認の有効期間中毎年度、4月1日から翌年3月31日までの使用実績を「様式4」に取りまとめ、当該年度の翌年度の4月末日までに担当参事官に提出してください。
- 2 使用者は、マークの機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めてください。
- 3 使用者が、マークを使用した取組に関し、第三者に損害を与えた場合には、全責任を負っていただきます。なお、マークの使用に関するクレーム等に対し、内閣府は一切その責任を負いません。
- 4 マークを使用した印刷物等が完成した場合は、速やかに1部提出してください。
- 5 提出した使用申請書に記載した申請内容に変更があった場合には、速やかにその変

更内容を書面にて担当参事官宛てに報告してください。

(マークの不正使用の禁止)

第8 以下のいずれかに該当する場合は、マークを使用することはできません。

- 1 第三者に使用させること。
- 2 特定の政治、思想、宗教、募金の活動に関するものに使用すること。
- 3 公序良俗に反するものに使用すること。
- 4 法令・規則などに違反するものに使用すること。
- 5 本要領及びロゴマークマニュアルに反して使用すること。

(使用許可の取消し)

第9

- 1 マークが、本要領及びロゴマークマニュアルに反して使用されたとき又は使用されるおそれがあるときは、「様式5」により、許可を取り消すこととします。また使用者が、本事業の趣旨に反するような行為並びに法令及び公序良俗に反する行為を行ったと内閣府が認めた場合は、企業名・団体名などの公表、訴訟等の措置を講ずることとします。
- 2 許可を取り消された者は、許可取消通知日以降、当該許可に係る一切の使用、配布、掲示、販売及び提供等をしてはいけません。
- 3 許可の取消しにより生じた損害は、当該許可を取り消された者の責任により処理していただきます。
- 4 担当参事官は、必要と認めた場合には、使用者に対し、期限を定めて、マークの使用を終了する旨、指示させていただきますので、当該指示に従ってください。

(本要領の解釈その他の疑義)

第10

本要領の解釈及びその他の疑義は、内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室長が決定することとします。

(附則)

この要領は、平成24年10月16日から施行する。

(問い合わせ先)

〒100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1

Tel 03-3581-9721(直通)

内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室 少子化対策担当



# 家族の日 家族の週間

家族の日は、11月第3日曜日	家族の週間は、家族の日 前後各1週間
----------------	--------------------